

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

申立期間当時は学生であったが、家賃や公共料金をはじめ、払うべきものはきちんとする主義で払い忘れも無い。申立期間の保険料は、当時の家庭の経済事情から払えないことはなかったと思うし、自分の性格上、定期的な納付ではなく、一括して納めたはずなので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、「平成3年4月ごろに国民年金制度が変わり、学生も国民年金に加入しなければならなくなったため、息子の加入手続を行った。」と証言しており、事実、申立人に係る国民年金加入手続は、同年5月24日に行われたことが、役所が保有する国民年金被保険者名簿で確認できることから、申立人の母親が当該制度改正について理解し、保険料納付の意志があつて申立人の国民年金加入の手続を行ったことがうかがえ、その動機や加入手続を行ったとする時期等に不自然さは見られない。

また、申立人は、その母親が国民年金加入手続を行った後に申立期間の保険料納付書を受け取っていたものと考えられ、一括して現年度納付したとする申立人の主張に不合理な点は見られない。

さらに、申立期間は1回、かつ12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から同年6月まで
② 昭和56年7月から同年12月まで
③ 昭和57年1月から61年3月まで

20歳になった時、母に勧められ役場で国民年金の加入手続をして、保険料については、自治会で納付していた。結婚後は任意加入に種別変更し、きちんと納めていたので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人はその直前まで15年以上にわたって継続して国民年金保険料を納付しており、しかも、このうち昭和47年10月以降の約8年半は任意加入期間であることなどから、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人が国民年金の被保険者資格を喪失した昭和57年1月30日の時点では、既に56年度分の国民年金保険料納付書は交付されており、申立人は、この納付書により同年4月から同年6月までの保険料を納付したことが推察できるとともに、当時の申立人の生活状況に特段の変化は認められないことから、申立期間②についても継続して納付したと考えるのが自然である。

2 申立期間③について、市町村が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録のいずれにおいても、申立人は昭和57年1月30日に国民年金の被保険者資格を喪失しており、当該期間の保険料に係る納付書は発行されなかったと考えるのが自然である。

また、申立人は、当該資格喪失に係る届出を行った記憶は無いと主張しているが、当該期間における保険料の納付方法について、申立人及びその夫から聴取しても、夫婦のいずれが納付していたかも特定できず、当時の記憶は不明瞭^{りょう}と言わざるを得ないことから、この証言のみをもって当該期間の保険料納付を推認するのは困難である。

さらに、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)、周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年9月に払い出されており、この時点で当該期間の保険料は時効により納付できない期間であるとともに、納付が可能であった38年7月から40年3月までの期間については、国民年金手帳記号番号の払出し直後である同年10月25日に過年度納付されている。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)を見ると、申立期間①について、「届出前消滅」との記載が見られる。

- 4 その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料について、社会保険事務所では未納と言われたが、自宅近くの郵便局で納付した領収書を所持していたため、平成21年9月に、昭和46年10月から同年12月までの3か月の記録が訂正された。しかし、残りの期間については、訂正されなかったもので、納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している領収証書から、申立人が、申立期間を含む昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料を納付したことが確認できる。

また、当該期間は、社会保険庁のオンライン記録において当初未納とされていたが、このうち昭和46年10月から同年12月までの期間については、申立人が所持している領収証書及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)の記録をもとに、平成21年9月に納付済みに訂正されており、当時、申立人に係る記録管理に不備があったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年7月から同年9月までの期間について、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月1日から40年7月1日まで
② 昭和40年7月1日から42年3月1日まで
③ 平成5年6月11日から7年4月1日まで

申立期間①は、A社にて勤務し、間違いなく厚生年金保険に加入していた。当初、役場の記録でも厚生年金期間とされていたものであり、被保険者記録が無いのは納得がいかない。

申立期間②は、A社にて厚生年金保険に加入していたが、当時の失業保険受給資格者証を持っており、それによると高額な給料であるにもかかわらず、社会保険事務所で記録している標準報酬月額が低すぎる。調査の上、訂正してもらいたい。

申立期間③は、B社に勤務しており、被保険者であった全期間の給与支払明細書があり、それによると、入社時が16万5,000円、退職時が18万8,250円である。社会保険事務所の標準報酬月額の記録に間違いが無いか、調査の上訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、平成5年7月から同年9月までの期間について、申立人が所持しているB社における給与支払明細書から、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いたことが認められることから、当該期間に係る記録を 17 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成 5 年 7 月から同年 9 月までの期間について、誤った標準報酬月額で届出を行ったことを認めていることから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち平成 5 年 10 月から 7 年 3 月までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持している給与支払明細書で確認できる保険料控除額から算出される標準報酬月額と、社会保険庁に記録されている標準報酬月額は一致していることから、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、申立期間①については、申立人の申立期間における雇用保険の記録から勤務の実態は認められるものの、同社の厚生年金保険の新規適用年月日は、昭和 40 年 7 月 1 日であることが確認できる。

また、同時期に同社に勤務していた複数の同僚は、「厚生年金保険に加入したのは、昭和 40 年 7 月 1 日であり、それ以前は給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶は無い。」としている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人が所持していた失業保険受給資格者証から判断すると、退職前 6 か月における給与支給月額は、およそ 3 万 3,000 円前後であることが推認できるが、厚生年金保険料の控除額を確認することはできない。

また、申立人と同時期に勤務していた同僚の標準報酬月額の記録と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが不自然に低いということも無く、^{そきゅう}遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

A社B支店の事業主は、申立人が平成元年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、2年2月28日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の当該事業所における被保険者資格取得日及び喪失日を訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月1日から2年2月28日まで

平成12年ごろ、社会保険事務所から連絡があり、申立期間について厚生年金保険と国民年金第3号被保険者の記録が重複しているの、どちらかにするよう言われた。窓口に行ったところ、厚生年金保険の記録を取り消す方が手続きが簡単だと言われたので、その旨申立書を書き、記録を取り消してもらったが、厚生年金保険の被保険者期間に戻してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した在職証明書、厚生年金保険資格取得・喪失証明書、厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書により、申立人が申立期間において、A社B支店に勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社B支店における被保険者記録は、当初、平成元年11月1日に資格取得、2年2月28日に資格喪失と記録されていたが、申立人が当該事業所において資格喪失して約10年後の12年5月18日付けで、いずれも取消処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社B支店の事業主が提出した厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書により、申立人は、平成元年11月1日に被保険者資格を取得し、2年2月28日に同資格を喪失したことが確認できる上、事業主は申立人について、取消前の社会保険庁の記録どおりの届出を行ったと証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った申立人の資格取得

日及び喪失日の取消処理は事実と異なる処理であると認められ、合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、事業主が当初届け出たとおり、申立人のA社B支店における資格取得日を平成元年11月1日、資格喪失日を2年2月28日とし、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

A社B事業所の事業主は、申立人が昭和18年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年9月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、同社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和18年3月から19年11月までは60円、同年12月から20年3月までは90円、同年4月から同年8月までは140円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年3月1日から20年9月1日まで

私は、昭和17年11月27日からA社B事業所に勤め、20年8月の終戦後いったん退職し、その後、工場の再開で再就職して定年近くまでずっとB事業所で働いていた。当時の被保険者証を持っており、そこには資格取得日が18年3月1日と記載されているのに、社会保険事務所で資格喪失日が特定できないため厚生年金保険の記録にできないと言われてしまった。18年3月1日から加入していたことは明らかで、終戦後まで工場に勤めていたことをはっきりと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び事業主が保管する被保険者台帳から、申立人がA社B事業所に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管する労働者年金保険記号番号払出簿から、申立人が、昭和18年3月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、事業所が保有する被保険者台帳に記載された記録を見ると、申立人は、昭和18年3月1日に被保険者資格を取得し、同年3月、19年12月及び20年4月の標準報酬等級の記載があることが確認できる。

加えて、終戦時まで申立人と一緒に働いていたとする元同僚は、昭和20年

9月1日に資格喪失している上、当該元同僚及び申立人の前後の被保険者の記録を見ても、その多くが同年9月1日資格喪失となっている。

これらを総合的に判断すると、A社B事業所の事業主は、申立人が昭和18年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年9月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保有する労働者年金保険被保険者台帳及び事業所が保有する被保険者台帳並びに同僚の記録等から、昭和18年3月から19年11月までは60円、同年12月から20年3月までは90円、同年4月から同年8月までは140円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間のうち、平成6年3月から同年8月までの標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。
- 2 また、申立期間のうち、平成6年4月について、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記1訂正後の平成6年4月の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成6年4月については、訂正前の標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を除き、訂正後の標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から同年9月1日まで

ねんきん特別便を見たところ、申立期間について、社会保険事務所の標準報酬月額の記録と、給与明細書の保険料控除額が合わないことがわかった。正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険庁のオンライン記録によると、A社において、平成6年8月26日に32名、同年9月6日に申立人を含む30名の標準報酬月額の記録が、いずれも同年3月までさかのぼって引き下げられており、申立人については、36万円から28万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人が提出した給与明細書に記載された報酬額及び保険料控除額から、当該遡^{そきゅう}及訂正前の標準報酬月額に見合う報酬額及び保険料控除がなされていることが確認できる。

また、当該事業所は既に解散しており、元事業主は既に死去しているが、事業主の息子である元役員は、当時、A社の経営状況が悪化し、社会保険

料を滞納していたことを認めている。

加えて、申立人は、当該事業所の役員でなかったことが法人登記簿から確認できる上、申立期間について雇用保険の加入記録を有していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間のうち、平成6年3月から同年8月までの標準報酬月額を、事業主が当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が提出した給与明細書に記載された報酬額及び厚生年金保険料の控除額から、申立期間のうち、平成6年4月の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死去しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年10月1日から3年7月1日までの期間についての標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（50万円）であったと認められることから、申立人の上記申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年10月1日から57年10月1日まで
② 平成2年10月1日から3年7月1日まで
③ 平成13年8月1日から14年2月28日まで

私の年金記録を調べたところ、申立期間①、②及び③の標準報酬月額が相違している。①、②について具体的に報酬額は覚えていないが、下がった記憶はない。また、申立期間③については、平成13年11月の賃金台帳を見ると、基本給が70万円である。当時の賃金台帳を提出するので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額は16万円として記録されている。

しかしながら、申立人の標準報酬月額は、申立ての平成2年定時決定を含む5年間（元年8月随時改定から6年11月随時改定まで）の社会保険庁の記録によれば、元年8月随時改定により47万円、同年12月からは標準報酬月額の上限が改正されて50万円、3年7月には随時改定により53万円、6年11月には随時改定により59万円となっている。申立期間前後の標準報酬月額は、当時の標準報酬・保険料月額表の等級で見ると29等級又は30等級であるが、申立期間のみ12等級（16万円）と大幅に下がっており不自然である。

また、社会保険事務所は標準報酬等級に2等級以上の差が生じる際は、標準報酬月額を随時改定することとなるが、平成元年8月1日から2年10月1日までの期間について、随時改定が行われた記録は無い上、標準報酬月額が

さかのぼって訂正された形跡も無い。

さらに、申立期間当時、社会保険の事務を担当していた従業員は、「申立期間については、翌年の算定基礎届の提出時期に役員と従業員の標準報酬月額が取り違えて記録されていることを知り、社会保険事務所職員にその旨を伝えたところ、同職員は『直しておく。』と言った。当時の算定基礎届の用紙は5人記載様式であったが、前後のページの標準報酬月額のデータが取り違えられていたと思う。2、3人は間違いなく違っていた。」と証言している。

加えて、申立期間に係る平成2年10月の定時決定時に在籍していた10名（申立人を含む。）の社会保険庁のオンライン記録を見ると、代表取締役及び取締役の標準報酬月額の記録と従業員の標準報酬月額の記録が、申立期間のみ取り違えられて記録されていることが推認できる。通常、算定基礎届の用紙は、健康保険被保険者証の番号順に記載されることから、1枚目の1番目に記載されていたのは代表取締役であり、申立人は当時、当該事業所の取締役であったことから同用紙の1枚目の2番目に記載されていたと推認できるが、申立人の申立期間前後の記録は50万円及び53万円であるにもかかわらず、申立期間のみ16万円となっており、同用紙の2枚目の2番目に記載されていたと推認できる従業員の記録は、昭和62年4月資格取得時から12万6,000円、13万4,000円、平成元年8月からは15万円、申立期間となる2年10月は50万円と記録されている。

これらの記録から判断すると、事業所が当初社会保険事務所に提出した算定基礎届2枚について、前後のページの標準報酬月額の記録が誤って入力され記録されたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、50万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間①については、申立人に係る被保険者原票の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致しており、さかのぼって標準報酬月額を減額改定しているなどの不自然な訂正箇所も見当たらない。

また、当該事業所は全喪しており、全喪時、事業主であった申立人も当時の賃金台帳等資料は無いとしていることから、申立人の申立期間における保険料控除額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険料給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の保管する申立期間に係る賃金台帳から、申立人が主張するとおり、

報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額よりも高い額となることを確認できる。

しかしながら、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び③については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA社において、昭和59年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年12月31日から59年1月1日まで

ねんきん特別便が届いて年金記録を確認したところ、A社での資格喪失年月日が昭和58年12月31日となっていた。事業所及び厚生年金基金に確認した書類でも同年12月31日退職及び59年1月1日資格喪失であることが確認できた。明らかに社会保険事務所の記録が誤りであると思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社が保管する申立人に係る稟議申請書、厚生年金企業年金被保険者台帳及び企業年金基金が保管する基本異動記録から、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、上述の厚生年金基金加入員台帳及び基本異動記録によると申立人の同社における資格喪失日は昭和59年1月1日であることが確認できる。

また、同社は、「申立期間当時、厚生年金基金加入資格取得及び喪失届は複写式の様式を使用しており、基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所にも提出していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和59年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入員台帳の記録から、18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年3月から19年2月までの期間について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和23年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年3月21日から19年3月1日まで

申立期間について給与明細書の支給額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が明らかに相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した給与明細書及び事業所の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立期間における申立人の標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤った標準報酬月額で届出を行ったことを認めていることから、事業主は給与明細書及び賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木国民年金 事案 659

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から 63 年 3 月まで

結婚を控え、将来のことを考えて国民年金の加入手続を行い、保険料は銀行や郵便局で納付していた。また、夫の未納期間に気づき、夫の分を納めたこともあった。申立期間について、夫は納付済みとなっているのに、私の分が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚を控え、将来のことを考えて昭和 62 年 7 月ごろに国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、社会保険庁のオンライン記録から、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成 2 年 4 月ごろと推認され、この時点で申立期間はすべて時効により納付できない期間である。

また、申立人は、平成 2 年 6 月に、この時点で納付が可能であった昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの保険料をさかのぼって納付していることが確認できることから、申立期間の保険料については、時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 10 日から 51 年 5 月 26 日まで
申立期間、私はA社で正社員として勤務しており、厚生年金保険に加入していた。社員旅行に家族で参加した写真もあるので、勤めていたことは間違いない。厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及び申立人が所持している社員旅行の写真から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の事業主は、「申立人を覚えていない。」としており、当時の同僚は、「申立人が働いていたことは覚えているが、社員であったか下請けの方だったのか記憶に無い。」としており、申立内容を裏付ける証言は得られていない上、申立人は、給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料控除についても記憶が不明瞭である。

また、社会保険事務所が保管している被保険者原票を調査したところ、昭和 43 年 12 月 10 日に被保険者資格を喪失後、同年 12 月 28 日に健康保険証を返納した記載が確認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和 44 年 6 月 23 日から同年 9 月 17 日までの期間は、別事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

加えて、申立期間のうち、厚生年金保険に加入している期間以外は、大半において、申立人は国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 17 日から同年 12 月 1 日まで

私は、中学を卒業後、父の勤務していたA社に就職し、父が同社B支店を任されることになったのに伴い、私も同社B支店に転勤したが、その間の厚生年金保険の被保険者期間が無い。休んだり、途中で辞めたりすることなく、継続して勤めていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶から、A社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B支店の厚生年金保険の適用年月日は昭和 36 年 12 月 1 日であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している被保険者原票によると、A社における申立人の厚生年金保険の資格喪失年月日（昭和 36 年 7 月 17 日）は、オンライン記録と同日となっており、かつ、一緒にA社B支店に転勤したとする申立人の父、及び兄の資格喪失年月日も、申立人と同日であることが確認できる。

さらに、申立人は、「勤務場所が変わっただけで、仕事そのものは引き続き行っており、保険料も控除されていた。」としているが、商業登記簿謄本を確認したところ、申立期間においてA社B支店として支店登記された形跡は無く、加えて、当時の事業主である申立人の父は既に他界しており、当時の状況について聴取できない上、申立人の兄弟等、元同僚からも、申立内容を裏付ける証言は得られないほか、給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料控除に関しても記憶が不明瞭である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月 1 日から 14 年 6 月 30 日まで
社会保険事務所から連絡を受け、私の標準報酬月額が、申立期間において大幅に引き下げられていることを知った。社会保険関係の手続はすべて私が行っており、標準報酬月額の訂正届を提出したことはあり得ないし、他の者、社員、税理士が提出することもあり得ないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 14 年 6 月 30 日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 7 月 16 日付けで、申立期間の標準報酬月額の記録が、11 年 1 月から同年 9 月までが 41 万円から 9 万 8,000 円、同年 10 月から 13 年 9 月までが 44 万円から 9 万 8,000 円、同年 10 月から 14 年 5 月までが 41 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されたことが確認できる。

しかし、登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険関係の手続はすべて私が行っていたが、標準報酬月額の訂正に関する書類に押印し提出した記憶は無く、代表者印は私が保管していたので他の者が届出するはずもない。」と主張しているが、「保険料の滞納があり、社会保険事務所に呼び出されたことがある。」と証言している。

さらに、当該遡^{そきゅう}及訂正処理日と健康保険証の返納日が一致していることから、申立人が申立期間に係る標準報酬月額の減額処理に同意していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 54 年 7 月 1 日まで
申立期間については、A社に勤めていた。当時の給与明細書等はないが、給料から厚生年金保険料が引かれていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所が保管する申立期間中の昭和 51 年度から 53 年度の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の控えを確認したところ、申立人の氏名は無く、また、当該事業所に当時の賃金台帳等関係資料が無いことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険証整理番号に欠番は無く、申立人の氏名を確認することができない上、申立期間に係る雇用保険の記録も無い。

加えて、申立期間の一部について、国民年金保険料の申請免除期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。